



産婦健康診査

の助成のお知らせ



令和3年4月1日以降に出産した方を対象に産婦健康診査の費用を助成します。

産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。産後の体調管理のためにぜひ受診しましょう。

対象となる方

令和3年4月1日以降に出産された方で、**産婦健康診査受診日**に
上記市町村に住民票のある方



産婦健康診査について

【受診の時期について】

産後2週間前後、および産後1か月前後（概ね産後5日～56日）

※受診時期や回数については、かかりつけの産婦人科医療機関及び助産所とご相談ください。

【助成の回数について】

住民票のある市町村によって異なります。※**詳細は裏面をご確認ください。**

【内容】

母体の回復状況、乳房の状態等の確認、体重・血圧測定、尿検査、こころの状態の確認

※上記以外の検査、治療、投薬等については助成の対象外です。

【助成の金額】

健診1回につき **上限5,000円**（超えた分は自費になります）

受診方法

『産婦健康診査受診票』と**母子健康手帳**を県内の産婦人科医療機関または
助産所の窓口へ提出のうえ、受診してください。

県外で受診する場合は、住民票のある市町村（裏面）にご相談ください。

産婦健康診査受診票について

●令和3年3月末までに母子健康手帳を申請された方

- ・市より郵送もしくは窓口にてお渡しします。（一部市町村）
- ・県内の産婦人科医療機関、助産所または出生届提出の際（大分市を除く）にお渡しします。

●令和3年4月以降に母子健康手帳を申請された方

住民票のある市町村窓口にて、母子健康手帳と一緒に交付を行います。



裏面も御覧ください